

令和3年4月4日執行

みやき町長選挙

立候補届出事務等について

みやき町選挙管理委員会

令和3年4月4日執行 みやき町長選挙事務日程概要

月	日	曜日	時間	事項
2	19	金	午後2時00分	◎立候補届出事務説明会 (コミュニティーセンター 多目的ホール)
3	19	金	午後1時30分～ 午後5時00分	◎立候補届出書類等事前審査 (コミュニティーセンター 研修室)
3	30	火	午前8時30分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">選挙期日告示</div> <ul style="list-style-type: none"> ◎立候補者届出受付開始・届出期限 (コミュニティーセンター 多目的ホール) ◎選挙立会人となるべき者の届出開始 (3月30日～4月1日) ◎出納責任者選任(異動)届開始 ◎選挙事務員等届受付開始 ◎選挙事務所設置(異動)届開始 ◎選挙公報掲載申請書・同掲載文修正申請書・同掲載文撤回申請書届開始・届出期限 ◎法定物件の交付 ◎公営施設使用個人演説会開催申出 (3月30日～4月1日) ☆立候補届出・立候補辞退・選挙公報届出等の期限となっているので注意してください ◎選挙運動開始 ◎選挙運動費用最高限度額の告示
			午後5時00分	
			午後5時30分 から	◎選挙管理委員会で実施 ・選挙公報掲載順序のくじの実施 ・期日前投票記載所・投票所の氏名等の掲載順序のくじの実施
3	31	水	午前8時30分 ～ 午後8時00分	◎期日前投票不在者投票開始 午前8時30分～午後8時00分 みやき町庁舎 防災会議室

月	日	曜日	時 間	事 項
4	1	木	午後5時00分 まで	◎選挙立会人となるべき者の届出 期限 ◎公営施設使用の個人演説会開催 申出期限
			午後5時30分 から	◎選挙管理委員会で実施 ・選挙立会人定員超過及び政党内 定員制限のくじの実施及び決定
4	3	土		◎期日前投票不在者投票最終日 (午前8時30分から午後8時) ◎選挙運動最終日(街頭演説及び 自動車での選挙運動は午後8時 まで)
4	4	日		◎投票 (午前7時から午後8時まで) ◎投票所から300メートル以内 の選挙事務所の閉鎖 ◎開票(選挙会)(午後9時から) (コミュニティーセンター多目的ホール)
4	5	月	午前10時00分	◎当選人に対する告知 ◎当選人の住所・氏名等の告示 ◎当選証書の付与 (みやき町庁舎)
4	18	日		◎選挙の効力に関する異議の申し 出期限 ◎当選の効力に関する異議の申し 出期限
4	19	月		◎選挙運動に関する収支報告書の 第1回分提出期限
				◎上記要旨の公表 ◎供託物の返還(没収)開始

第1 総括

1 選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関してなされる諸届出は、すべて午前8時30分から午後5時00分までの間にしなければならないことになっています。しかも、これらの届出の効力は、民法第97条に規定する到達主義をとっていますので、早めに提出してください。

なお、選挙の期間中は、土曜、日曜、祝祭日でもみやき町選挙管理委員会
は執務しています。

2 選挙長・同職務代理人及び選挙管理委員会委員長の氏名等

選挙長	選挙長 職務代理人	執務を行う場所
橋口 重行	大塚 三虎年	◇4月 4日までみやき町役場 ◇4月 4日の開票時間からコミュニティーセンター（こすもす館）多目的ホール

選挙管理委員会 委員長	執務を行う場所
橋口 重行	佐賀県 三養基郡 みやき町役場

3 選挙に関する問い合わせ先

- ◆ 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5
みやき町選挙管理委員会
TEL 0942（89）1651〔直通〕

4 選挙に関する諸届出等の留意事項

- (1) 選挙に関する諸届出を代理人が提出する場合は、必ず立候補届出者が発行した代理人証明書及び代理人の身分証明書の写しを添付してください。
- (2) 印鑑は、全ての届出につき立候補届に使用したものを使ってください。（届出の際も必ず持参してください。）
《供託金の手続きも同じ印鑑を使用してください。》
※スタンプ式の印鑑は使用できません。

第2 立候補届出手続

1 立候補届出受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和3年3月30日(火)
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (3) 受付場所 コミュニティーセンター 多目的ホール

2 立候補届出受付方法

立候補の届出の受付は、3月30日午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は、次の方法により決定します。

- ① 立候補の受付のくじを引く順序を決めるくじ (予備くじ)
(午前8時30分までにおいでになった届出者について、このくじを行い、受付の順序を決めるくじを引く順序を決めます。)
- ② 立候補の受付の順序を決めるくじ (本くじ)
(①によってくじを引く順序が決まりましたら、その順序で今度は立候補の受付の順序を決めるくじを引いていただきます。)
- ③ ②によって受付の順序が決まりますと、この順序によって立候補の受付を開始します。(受付の順番=ポスター掲示板の番号)
- ④ 3月30日午前8時30分以降においでになった方は、くじを引いた方の後で、順次受付けます。

3 立候補のときに必要な書類

(1) 本人届出の場合

- ① 候補者届出書
- ② 宣誓書
- ③ 所属党派（政治団体）証明書（無所属の場合は不要）
- ④ 戸籍の謄本又は抄本
- ⑤ 通称認定申請書（本名「戸籍名」に代えて通称を使用したい場合や漢字をかなで書きたい場合）
- ⑥ 履歴書
- ⑦ 代理人証明書（代理人が立候補の手続をする場合）
- ⑧ 代理人の身分証明書の写し（代理人が立候補の手続をする場合）
- ⑨ 供託証明書（町長選挙の場合50万円）

(2) 推薦届出の場合

- ① 候補者推薦届出書
- ② 候補者推薦届出承諾書
- ③ 推薦人の選挙人名簿登録証明書
- ④ 宣誓書
- ⑤ 所属党派（政治団体）証明書（無所属の場合は不要）
- ⑥ 戸籍の謄本又は抄本
- ⑦ 通称認定申請書（本名「戸籍名」に代えて通称を使用したい場合や漢字をかなで書きたい場合）
- ⑧ 履歴書
- ⑨ 推薦届出人の身分証明書の写し（推薦人の代理人が立候補の手続をする場合）
- ⑩ 代理人証明書（推薦人の代理人が立候補の手続をする場合）
- ⑪ 代理人の身分証明書の写し（推薦人の代理人が立候補の手続をする場合）
- ⑫ 供託証明書（町長選挙の場合50万円）

(注) **○候補者届に使用した印鑑を必ず持参してください。**

（代理人の場合は、代理人の印鑑も持参してください。）

○郵便等による届出はできません。

※スタンプ式の印鑑は使用できません。

第3 届出書類記入要領

1 候補者届出書

(1) 本人届の場合

候補者となろうとする本人が、届出をする場合がこれに該当し、届出書類に必要事項を記載して、選挙長に届け出ることになっています。

① 候補者届出書（本人届出）

- 候補者の欄は、本名（戸籍簿に記載された氏名）をかい書で明確に記載して、ふりがなをつけてください。但し、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用して届け出することは差し支えない。（例：濱→浜、澤→沢）
- 性別の欄には、○印を記入してください。
- 本籍の欄及び住所の欄には、地区名等でなく、戸籍・住民票とおりに書いてください。
- 生年月日の欄の満年齢は、選挙の期日（4月4日）現在で記入してください。
- 党派の欄には、候補者となるべき者が属している政党、その他の政治団体の名称いずれか一つを正確に記入するとともに「所属党派証明書」を添付しなければなりません。
特定の政党、その他の政治団体に属していない場合は、無所属と記入してください。
- 職業の欄には、主な職業を具体的に例えば「○○株式会社社長」と記入してください。
- この届出書には、次の書類を添付してください。

(ア) 宣誓書

これは、みやき町長選挙の候補者となろうとする者が、被選挙権があること及び、他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書です。

(イ) 所属党派証明書

これは、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合だけ必要であり、無所属として立候補する場合には、添付する必要はありません。選挙管理委員会で様式は指定しませんので、所属党派にて使用されている様式で提出してください。

(ウ) 戸籍の謄本又は抄本

選挙基準日（3月29日）より3ヶ月以内のものを提出してください。

(エ) 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）

ここでいう通称とは、本名（戸籍名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいいます。

通称使用を希望される場合は、通称認定申請書を立候補の届出書と同時に提出してください。この場合その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（例えば葉書、名刺等）を提示しなければなりません。

戸籍名をかな書きにする場合も通称認定申請書の提出が必要です。
選挙長が通称使用を認定した場合は「認定書」が交付され、立候補届の告示、新聞広告、選挙公報、投票記載所の氏名等の掲示に使用されます。

(オ) 履歴書

候補者の履歴事項を記載してください。職歴の公職関係職歴は、国、県、市町村の公務員（一般職、特別職等）、その他公務に関する職歴を、公務以外の職歴は、公務以外の職歴を記入してください。

(カ) 代理人証明書

候補者に代わって代理人が立候補の手続を行う場合

(キ) 代理人の身分証明書の写し

候補者に代わって代理人が立候補の手続を行う場合

(ク) 供託証明書

町長選挙の場合は50万円

(2) 推薦者届の場合

立候補の届出人は、推薦届出人であること。

みやき町の選挙人名簿に登録された者1人以上の者が他の者を候補者としようとする場合がこれに該当し、届出文書（みやき町長選挙の候補者推薦届出書）に必要な事項を記載して、選挙長に届け出るようになっていきます。

①候補者推薦届出書

候補者となるべき者の氏名、性別、本籍、住所、生年月日、党派、職業は前記（1）本人届の場合 ①候補者届出書（本人届出）の要領によって記入してください。

推薦届出者は、みやき町の選挙人名簿に登録されている者 でなければなりませんので注意してください。この届出書には必要に応じ次の書類を添付してください。

(ア) 候補者推薦届出承諾書

推薦届をする場合には、候補者となるべき者の承諾を得ないで届け出ることはできません。たとえ候補者となるべき者が口頭で承諾したとしても文書による承諾でない限り、候補者届は受理されません。

(イ) 選挙人名簿登録証明書

推薦届をする場合、推薦届出者は みやき町の選挙人名簿に登録された者 でなければ届け出ることができません。このため推薦届出をする者は、みやき町選挙管理委員会委員長の**証明書**を必要とします。

(ウ) 宣誓書

本人届の場合の宣誓書と同様です

(エ) 所属党派証明書

本人届の場合の所属党派証明書と同様です。

(オ) 戸籍の謄本又は抄本

本人届の場合の戸籍の謄本又は抄本と同様です。

(カ) 通称認定申請書（通称使用を希望する場合）

本人届の場合の通称認定申請書と同様です。

(キ) 履歴書

本人届の場合の履歴書と同様です。

(ク) 推薦届出人の身分証明書の写し

推薦届出人の身分証明書の写しが必要です。

(ケ) 代理人証明書

推薦届出人の代理人が立候補の手続をする場合

(コ) 代理人の身分証明書の写し

推薦届出人の代理人が立候補の手続をする場合

(サ) 供託証明書

推薦届出人名義の供託証明書が必要です。

町長選挙の場合は50万円

2 立候補辞退届

一度候補者となった者が、候補者であることを辞退する場合は、立候補の届出日（3月30日午前8時30分から午後5時まで）に立候補辞退届を選挙長に提出しなければなりません。この期間を過ぎれば辞退することができませんから注意してください。

3 選挙事務所設置（異動）届

候補者、又は推薦届出者は、選挙運動のために選挙事務所を1箇所設置することができます。

選挙事務所を設置、又は異動した場合は直ちに「**選挙事務所設置（異動）届**」をみやき町選挙管理委員会に提出しなければなりません。

推薦届出者が選挙事務所を設置（異動）する場合には、候補者から「**選挙事務所設置（異動）承諾書**」をとり、届出書に添付してください。

選挙事務所は1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）をすることができません。選挙の当日（**4月4日**）は、投票所を設けた場所の入口から**300メートル以外**の区域でなければ設置できませんので、注意してください。

4 出納責任者選任届

候補者は、選挙運動費用の収支についての責任者として出納責任者を選任する必要があります。出納責任者は、選挙運動費用の収支に関して、一切の責任を負う重要な任務があります。候補者本人がなってもよく、また推薦届の場合は推薦届出者が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることができます。必ず1人を選任し「**出納責任者選任届**」をみやき町選挙管理委員会に届け出てください。また出納責任者が異動、辞任等をした場合は直ちに届け出てください。

5 運動員中報酬を支給する者の届出

選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員、専ら車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者については、届け出たものに限り報酬を支給できます。この場合、使用する前に文書で届け出なければなりません。

支給できる期間は、届出の日から選挙の期日の前日（**4月3日**）までで、人数は1日につき**9人以内**で最大限の人数の**5倍（延べ45人）**を超えない範囲内まで異なる者を届け出て報酬を支給できます。支給できる額は、**1人1日につき10,000円以内**となっています。

但し、専ら選挙運動自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては、**1人1日につき15,000円以内**を支払うことができます。

また、超過勤務手当を支給することはできません。

この場合使用する事務員を「**届出書**」により使用する前にみやき町選挙管

理委員会に届け出てください。

6 選挙運動用収支報告書

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄付及び、その他の収入並びに支出について、領収書等の写しを添えてみやき町選挙管理委員会に提出しなければなりません。報告書の内容及び提出の期限は、次のとおりです。

- ① 選挙の期日の告示の日（**3月30日**）前までになされた寄付及びその他の収入並びに支出
- ② 選挙の期日の告示の日から選挙の期日（**4月4日**）までになされた寄付及びその他の収入並びに支出
- ③ 選挙の期日経過後になされた寄付及び、その他の収入並びに支出

上記①～③までについては、これをあわせて精算し、選挙の期日から**15日以内（4月19日）**までに提出しなければなりません。

- ④ 上記①～③の精算届出後になされた寄付及び、その他の収入並びに支出

上記④については、その寄付及び、その他の収入並びに支出がなされた日から**7日以内**に提出しなければなりません。

7 選挙公報掲載申請書

掲載文の掲載申請は、「選挙公報記載要領」に基づいて立候補届の後から、同日の午後5時までにはみやき町選挙管理委員会に提出してください。この日以後に申請があっても受理されませんので注意してください。

8 選挙立会人となるべき者の届出書

候補者は選挙会に立ち会うべき選挙立会人**1人**を定めて**3月30日**から**4月1日**までの間に選挙長に届け出ることができます。

選挙立会人となるべき者は、みやき町の**選挙人名簿**に登録されている者でなければなりません。

なお、候補者は「選挙立会人となるべき者の届出書」に選挙立会人となる者から立会人となることを承諾する署名を得る必要があります。

立会人が、**3人**に達しないときは、選挙長がみやき町の**選挙人名簿**に登録されている者の中から選任することになっています。

第4 諸交付物件・証明書

立候補の届出が済むと、直ちに諸物件・証明書が交付されます。

これらは、再交付されませんので取扱に注意してください。また、他人に譲渡してはいけません。

番号	物件等の名称	数量	使用方法等
1	自動車（船）用表示旗	1	選挙運動用自動車（船舶）に取り付ける。
2	拡声機用表示旗	1	選挙運動用拡声機に取り付ける。
3	乗車（船）用腕章	4	選挙運動用自動車（船）に乗る運動員がつける。街頭演説にも使用できる。（候補者・運転手を除く）
4	運動員用腕章 （街頭演説用腕章）	1 1	街頭演説において選挙運動に従事するものがつける。
5	街頭演説用標旗	1	街頭演説の場所に掲げる。
6	新聞広告掲載証明書	2	選挙運動のため新聞広告ができる。 （2回）
7	選挙運動用通常葉書使用証明書 選挙郵便物差出票 （受領書）	1 2 5	通常葉書により選挙運動ができる。 町長選挙 2, 500枚 （取扱局） 日本郵便株式会社 鳥栖郵便局 1枚の差出票により100枚の葉書を差し出せる。
8	選挙運動用ビラ証紙	5,000	選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラに貼り付けし、選挙運動用ビラとして頒布することができる。 （合計5,000枚以内）

第5 主な選挙運動の制限等

根拠法令欄の略称 (法) 公職選挙法、(令) 公職選挙法施行令

運動の種類	内 容
運動の期間 法 129	立候補届出後から選挙の期日の前日まで
選挙運動の できない者 法 88 89 135 136 136 の 2 137 137 の 2 137 の 3	<p>1 投票管理者、選挙長は在職中その関係区域内において選挙運動をすることができない。</p> <p>2 次の特定公務員は、在職中選挙運動をすることができない。</p> <p>(1) 選挙管理委員会の委員及び職員</p> <p>(2) 裁判官</p> <p>(3) 検察官</p> <p>(4) 会計検査官</p> <p>(5) 公安委員会の委員</p> <p>(6) 警察官</p> <p>(7) 収税官吏及び徴税の吏員</p> <p>3 次の者はその地位を利用して選挙運動をしてはならない。</p> <p>(1) 国、又は地方公共団体の公務員</p> <p>(2) 公団等の役員、職員</p> <p>4 教育者は、その地位を利用して選挙運動をしてはならない。</p> <p>5 年齢満十八年未満の者、並びに選挙犯罪により選挙権、被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができない。</p>
選挙事務所 法 130 ①②③ 131 132 134	<p>1 設置者は、候補者又は推薦届出者に限る。</p> <p>2 選挙事務所を設置（異動）した場合は、直ちにみやき町選挙管理委員会に届け出なければならない。移動は、1日に1回しかできない。</p> <p>3 事務所の数は候補者1人につき1箇所</p>

<p>143 ①⑤⑦⑨⑩ 令 108</p>	<p>4 投票当日（4月4日）には、投票所を設けた場所の入口から300メートル以内（直線距離）の区域にある選挙事務所は閉鎖するか又は300メートル以外の区域に移転（投票日の前日までに）させなければならない。</p> <p>5 選挙事務所を表示するために次のものを掲示することができる。</p> <p>(1) 種類 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>(2) 規格 ポスター、立札、看板 縦350cm×横100cm以内 ちょうちんの類 高さ85cm×直径45cm以内</p> <p>(3) 数量 ポスター、立札、看板の類は通じて3個 ちょうちんの類は1個に限られる</p> <p>(4) 記載内容 事務所を表示するもの</p> <p>(5) 掲示場所 事務所の所在場所に限られる</p> <p>(6) その他 投票当日も掲示しておくことができる</p>
<p>休けい所等 法 133</p>	<p>休けい所等は、一切設置できない。</p>
<p>選挙運動用 自動車 法 141 141 の 2 141 の 3 143 ①⑨⑩ 令 109 の 3</p>	<p>選挙運動のために自動車を使用することができるが、種類、台数等に制限がある。</p> <p>1 使用できる数 選挙運動に使用することができる自動車は、候補者1人につき、立候補届出後にみやき町選挙管理委員会が交付する選挙運動用自動車の表示旗をつけた1台に限られる。</p>

2 自動車の種類

(1) 乗車定員10人以下の乗用自動車

自動車検査証又は検査対象外軽自動車届出済証の「用途」欄に乗用の旨が記載されている自動車。

但し、屋根がなかったり、車の側面、後面の全部又は、一部が開けっ放しになっているもの、屋根があっても一部が開いていたり、取り外したり、開くことのできるものは使用できない。

(2) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車、乗車定員4人以上、10人以下のバン型の貨客兼用の小型自動車

屋根、側面、後面の全部又は、一部が開けっ放しになっているもの、屋根が取り外せたり、開くことのできる自動車は使用することができない。

(3) 車輻重量2トン以下の四輪駆動式の自動車

ジープといわれる自動車

但し、上部、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しのものは使用することができない。

(4) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

これらの車であれば、乗車定員が4人以上10人以下のものでなくても使用できるし、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものでも、また屋根が取り外せたり、開くことができるものであっても使用することができる。

※具体的な自動車の種類等については、鳥栖警察署の説明資料のとおり

3 自動車に掲示できる文書図画

(1) 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

(2) 規格

ポスター、立札及び看板の類

縦273cm×横73cm以内

ちょうちんの類

高さ85cm×直径45cm以内

(3) 数量

ポスター、立札、看板の類 制限なし

ちょうちんの類 1個

	<p>(4) 記載内容 制限なし</p> <p>4 選挙運動として自動車に看板、ポスター等の文書図画及び拡声機等を取り付ける場合又は小型貨物自動車に定員外の乗車をする場合は、<u>鳥栖警察署で設備外積載若しくは、荷台乗車の承認を得ること。又は、道交法に違反することがないよう鳥栖警察署の指示を受けておくことが適当である。</u></p> <p>5 乗車できる人数 候補者、運転手（1人）のほか、みやき町選挙管理委員会が交付する乗車用腕章をつけた運動員4人以内</p> <p>6 車上での選挙運動 走行中の自動車の上においては、選挙運動はできない。 （但し、連呼行為は許されている。） 停止した自動車の上においては、選挙運動のための演説及び連呼行為（午前8時から午後8時までの間に限る。）はできる。</p>
<p>拡声機 法 141①⑥</p>	<p>選挙運動のために使用することができる拡声機は、候補者1人につき、立候補届出後にみやき町選挙管理委員会が交付する<u>拡声機用表示旗</u>をつけた一式に限る。 但し、個人演説会の開催中、その会場において別に一式使用できる。</p>
<p>選挙運動用 ポスター 法 144⑤ 144の2 令 111</p>	<p>選挙運動に使用できる一般ポスターは、次のとおりである。</p> <p>1 数量 65枚 （ポスター掲示場の数）</p> <p>2 規格 長さ42cm×幅30cm以内（タブロイド型）</p> <p>3 記載内容 制限なし <u>但し、ポスターの表面に掲示責任者の氏名・住所及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）・住所を記載しなければならない。</u></p>

<p>選挙運動用 通常葉書</p> <p>法 142 令 109 の 5</p>	<p>選挙運動のために頒布することができる通常葉書は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量 町長選挙 2, 500枚 (無料) 2 入手方法は、みやき町長選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に日本郵便株式会社鳥栖郵便局に提示して、選挙用の表示をしてある官製葉書の交付を受け、受領書を提出する。 手持ち葉書を使用する場合は、上記「証明書」とともに郵便局に差し出し、選挙用の表示を受ける。 3 発送する場合は郵便局の専用の受付窓口に差し出す。この場合、立候補の際に交付された差出票を添えなければならない。
<p>選挙運動用 ビラ</p> <p>法 142 令 109 の 6</p>	<p>選挙運動のため頒布することができるビラは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 数量 町長選挙 5, 000枚 2 規格 長さ29.7cm×幅21cm以内 (A4判) 3 記載内容 制限なし <u>但し、ビラの表面に頒布責任者の氏名・住所及び印刷者の氏名 (法人にあっては名称)・住所を記載しなければならない。</u> 4 頒布方法は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所に限られる。また、頒布できるのは、みやき町選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラに限られており、立候補届出後にみやき町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならない。
<p>新聞広告</p> <p>法 149</p>	<p>選挙運動期間中、選挙運動のために新聞を利用できるのは、次の制限による新聞広告のみである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 回数 2回 2 手続 立候補受付の際、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」

	<p>を希望する新聞社へ広告原稿とともに提出する。</p> <p>3 スペース 横 9.6 cm × 縦 2 段組以内</p> <p>4 内容 掲載場所は、記事下に限られ色刷は認められない。内容は自由である。</p>
<p>個人演説会 法 143 161 161 の 2 162 163 164</p>	<p>候補者は、政見の発表等選挙運動のために個人演説会を開催することができる。(候補者以外の者も当該候補者の選挙運動のための演説をすることができる。)</p> <p>1 個人演説会を開催できるのは、候補者に限られている。</p> <p>2 回数に制限はない。</p> <p>3 公営施設(学校・公民館等)を使用して個人演説会を開催する場合は、開催日2日前までに「公営施設使用の個人演説会開催申出書」をみやき町選挙管理委員会に提出しなければならない。(3月30日～4月1日) この場合、会場使用料は同一施設(設備を含む。)ごとに1回に限り無料、その外は候補者負担である。 使用時間は、公営施設の場合1回について5時間以内、公営施設以外の施設使用については、使用時間の制限はない。</p> <p>4 演説会場で掲示できる文書図画 (1) 会場内 縦 27.3 cm × 横 7.3 cm 以内のポスター、立札、看板の類で数に制限はない。<u>(屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限はない)</u> 高さ 8.5 cm × 直径 4.5 cm 以内のちょうちん 1 個</p> <p>(2) 会場外 (1) のポスター、立札、看板の類を通じて 2 個、ちょうちん 1 個 <u>(会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示できない。)</u></p> <p>(3) 上記(1)、(2)の文書図画には掲示する者の氏名及び住所を記載しなければならない。</p>

<p>街頭演説</p> <p>法 164 の 5 164 の 6 164 の 7</p>	<p>立候補受付の際、みやき町選挙管理委員会が交付する「街頭演説用標旗」を掲げて街頭で演説することができる。</p> <p>1 街頭演説をすることができる者は、次の者に限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者 ○ 乗車用腕章をつけた者 4人 ○ 街頭演説用腕章をつけた者 11人 <p>2 街頭演説は午前8時から午後8時までの間に限ってすることができる。</p>
<p>特定建物及び施設における演説の禁止</p> <p>法 166</p>	<p>次に掲げる建物又は施設においては、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことができない。</p> <p>1 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物</p> <p>2 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場、その他、鉄道地内</p> <p>3 病院、診療所その他の医療施設</p> <p>但し、1の建物で公営施設を使用する個人演説会を開催する場合は、この限りではない。</p>
<p>戸別訪問の禁止</p> <p>法 138</p>	<p>選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり又は投票を得させないような行為は、戸別訪問としてすべて禁止される。</p> <p>1 単に1戸を訪問しても2戸以上を訪問する目的をもっている場合でも戸別訪問となる。</p> <p>2 演説会の開催又は演説を行うことについて戸別に告知することも戸別訪問となる。</p>
<p>署名運動の禁止</p> <p>法 138 の 2</p>	<p>選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対して署名運動をすることができない。</p>

<p>人気投票の禁止</p> <p>法 138 の 3</p>	<p>選挙に関し、当選等を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。</p>
<p>氣勢を張る行為の禁止</p> <p>法 140</p>	<p>選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができない。</p>
<p>飲食物の提供の禁止</p> <p>法 139</p>	<p>選挙運動に関し、飲食物を提供することができない。ただし、次のものは除かれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 湯茶及び菓子 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子 2 選挙運動に従事するものに対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すもの。 <p style="text-align: center;">提供できる弁当の制限額 4 5 食 × 5 日（選挙の期日の告示日から投票日の前日までの日数） × 1, 0 0 0 円（1 人 1 食分） 1 日につき 3, 0 0 0 円</p>
<p>新聞紙・雑誌の不法利用等の制限</p> <p>法 148 の 2</p>	<p>当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙等を不当に利用してはならない。</p>

<p>選挙期日後 のあいさつ の制限</p> <p>法 178</p>	<p>選挙の期日後、当選又は落選に関し、あいさつする目的をもって次の行為をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸別訪問 2 文書図画の頒布又は掲示（但し、自筆の信書及び祝辞、見舞等の答礼のためにする信書は除く。） 3 新聞紙、雑誌の利用 4 放送施設を利用して放送すること 5 祝賀会の開催その他の集会の開催 6 氣勢を張る行為 7 当選に対する答礼のため、当選人の氏名又は政治団体の名称を言い歩くこと
---	--

第6 選挙運動の費用

1 選挙運動に関する支出金額の制限

みやき町長選挙 _____ 円

法定制限額（端数は100円単位で切り上げ） 法194 令127

告示日における選挙人名簿登録者総数 × 110円 + 1,300,000円

参考（12月1日現在の選挙人名簿登録者総数により算出した場合）

21,607人 × 110円 + 1,300,000円 = 3,676,800円

2 実費弁償及び報酬の制限

第7のとおり

第7 選挙運動費用の制限

実費弁償及び報酬の額		報酬	実費弁償					備考		
			鉄道賃	船賃	車賃	宿泊料	弁当料		茶菓料	
報酬及び実費弁償の費用最高額	選挙運動従事者	運動員	○支給することができない	○路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	○路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	○路程に応じた実費額	○1夜につき 12,000円以内(食事料2食分を含む)	○1食につき 1,000円以内 ○1日につき 3,000円以内	○1日につき 500円以内	○弁当を提供した場合は、弁当料から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する
		事務員	○1日1人につき 10,000円以内 ○超過勤務手当なし	同上	同上	同上	同上	同上	同上	○弁当を提供しても報酬額から弁当実費額を差し引かないでよいが弁当料は提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する
		車上運動員	○1日1人につき 15,000円以内 ○超過勤務手当なし	同上	同上	同上	同上	同上	同上	○人数は、1日につき町長選挙は9人まで選挙運動期間中通し45人まで異なった者を使用できる
		労務者	○1日1人につき 10,000円以内 ○超過勤務手当、日額の5割以内	同上	同上	同上	○1夜につき 10,000円以内(食事料を含まない)	○支給することができない	○支給することができない	○弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する
備考		○提供できる弁当の数は、45食×5日間(選挙運動に従事する者及び労務者に対し)(1食1,000円以内) ○実費弁償は、実際に要した額をこえて支給することはできない								

第8 選挙運動費用の公営制度

1 種類

- (1) 選挙運動用自動車の使用の公営
選挙運動用自動車を一定限度内で無料使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成の公営
選挙運動用ビラを一定限度内で無料作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成の公営
選挙運動用ポスターを一定限度内で無料作成

2 対象となる候補者

この制度において、上記1の使用料又は作成費の一定限度額を町において負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られ、供託物を没収される者については、上記1に要した費用はすべて候補者の負担となります。

- ※ 供託物没収点（みやき町長選挙）
当該選挙区の有効投票総数×1/10

3 公費負担の限度額

- (1) 選挙運動用自動車の使用の公営
 - ① 一般乗用旅客自動車事業者との運送契約である場合（ハイヤー、タクシーを借り上げる場合）……1日64,500円以内で、選挙運動の期間中（5日間）の各日について使用した金額の合計額（無投票の場合：告示日の1日分64,500円が限度）
 - ② ①以外の場合（自動車の借り上げ、燃料及び運転手の雇用がそれぞれ別々に契約される場合）
 - (ア) 自動車の借上料（レンタカー等を借り上げる場合）……1日15,800円以内で、選挙運動の期間中（5日間）の各日について使用した金額の合計額（無投票の場合：告示日の1日分15,800円が限度）
 - (イ) 燃料代……1日7,560円×選挙運動の期間（5日間）

=37,800 円以内（無投票の場合：告示日の1日分7,560円が限度）

(ウ) 運転手の報酬……1日12,500円以内で、選挙運動の期間中（5日間）の各日について使用した金額の合計額
（無投票の場合：告示日の1日分12,500円が限度）

(注)

- 1 ②における契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限る。
- 2 選挙運動期間中で、同一の日について、①の「運送契約」と②の「その他の契約」のいずれも締結されているときは、当該日においては、当該候補者が指定したいずれか1つの契約により計算する。
- 3 燃料代については、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給した燃料代のみが公費負担の対象となる。（それ以外の自動車に供給された燃料代は対象とならない。）

(2) 選挙運動用ビラの作成の公営

- ① 作成単価の限度額 7円51銭
- ② 支払金額の限度額
上記①の単価×作成枚数（ただし、5,000枚を限度とする。）

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営

- ① 作成単価の限度額
$$\frac{310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (65 箇所)}}{\text{ポスター掲示場数}} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切上げ})$$
- ② 支払金額の限度額
上記①の単価×作成枚数（ただし、ポスター掲示場数 (65 箇所) の枚数を限度とする。）

4 諸手続

(1) 有償契約と届出【候補者→町】

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、その旨を直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、みやき町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

この際、当該契約に関する書面の写しを添付してください。

(2) 使用（作成）証明書の提出【候補者→業者等】

上記(1)の届出をした候補者は、使用（作成）証明書を、有償契約を締結した業者等に提出しなければなりません。

(3) 確認申請【候補者→町】

選挙運動用自動車の燃料代、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費について、公営の適用を受けようとする場合は、個々の契約ごとの作成枚数（選挙運動用自動車の燃料代の場合は、供給を受けた燃料の代金）が、他の契約によるものと合算して、上記3の定められた作成枚数限度（選挙運動用自動車の燃料代の場合は、限度額）内であることの確認を、みやき町選挙管理委員会に申請しなければなりません。

(4) 支払方法【業者等→町、町→業者等】

公営に係る費用は、候補者が、上記(1)の契約の届出をした場合において、その契約の相手方（業者等）からの請求に基づき、町が、上記3の公費負担の限度額の範囲内で業者等に対し、直接支払います。

候補者と有償契約を締結した業者等が、公営費の請求をする場合は、選挙の期日後、みやき町長に請求関係書類を提出しなければなりません。

ただし、当該候補者の得票が供託物没収点に達しない場合は、請求できません。

5 種類ごとの事務手続き

(1) 一般乗用旅客自動車（ハイヤー、タクシー） 運送事業者との契約の場合

事務手続き	時 期
① 有償契約の締結（候補者⇒業者）	立候補準備時 （告示日前でも可）
② 契約届出書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第1号（その1）「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に契約書の写しを添付し、町へ提出	立候補届出時 （選挙期間中に契約締結した場合は、ただちに）
③ 選挙運動用自動車使用証明書の交付（候補者⇒契約業者） 候補者が、様式第4号（その1）「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を作成し、契約業者に交付 ※使用した実績を証明するもの	契約履行後
④ 請求書の提出（契約業者⇒町） 契約業者が、様式第5号（その1）「請求書（選挙運動用自動車の使用）」に、様式第4号（その1）「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を添付し、町に提出	選挙終了後
⑤ 町が契約業者に支払い	請求書受領後 （4月19日以降）

(2) 選挙運動用自動車（レンタカー等）の借り入れ契約の場合

事務手続き	時 期
① 有償契約の締結（候補者⇒業者等）	立候補準備時 （告示日前でも可）
② 契約届出書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第1号（その1）「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に契約書の写しを添付し、町へ提出 ※(2)～(4)に係る契約届出書は、1枚にまとめた提出可	立候補届出時 （選挙期間中に契約締結した場合は、ただちに）
③ 選挙運動用自動車使用証明書の交付（候補者⇒契約業者等） 候補者が、様式第4号（その1）「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を作成し、契約業者等に交付 ※使用した実績を証明するもの	契約履行後
④ 請求書の提出（契約業者等⇒町） 契約業者等が、様式第5号（その1）「請求書（選挙運動用自動車の使用）」に、「様式第4号（その1）選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を添付し、町に提出	選挙終了後
⑤ 町が契約業者等に支払い	請求書受領後 （4月19日以降）

(3) 選挙運動用自動車の燃料の契約の場合

事務手続き	時 期
① 有償契約の締結（候補者⇒業者）	立候補準備時 （告示日前でも可）
② 契約届出書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第1号（その1）「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に契約書の写しを添付し、町へ提出 ※(2)～(4)に係る契約届出書は、1枚にまとめた提出可	立候補届出時 （選挙期間中に契約締結した場合は、ただちに）
③ 選挙運動用自動車使用証明書の交付（候補者⇒契約業者） 候補者が、様式第4号（その2）「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」を作成し、契約業者に交付 ※使用した実績を証明するもの	契約履行後
④ 自動車燃料代確認申請書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第2号（その1）「自動車燃料代確認申請書」を町へ提出 ※単価契約のため、実績額を確認するもの	契約履行後
⑤ 請求書の提出（契約業者⇒町） 契約業者が、様式第5号（その1）「請求書（選挙運動用自動車の使用）」に、様式第4号（その2）「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」に「給油伝票」を添付し、町に提出	選挙終了後
⑥ 町が契約業者に支払い	請求書受領後 （4月19日以降）

(4) 選挙運動用自動車の運転手の契約の場合

事務手続き	時 期
① 有償契約の締結（候補者⇒業者等）	立候補準備時 （告示日前でも可）
② 契約届出書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第1号（その1）「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に契約書の写しを添付し、町へ提出 ※(2)～(4)に係る契約届出書は、1枚にまとめた提出可	立候補届出時 （選挙期間中に契約締結した場合は、ただちに）
③ 選挙運動用自動車使用証明書の交付（候補者⇒契約業者等） 候補者が、様式第4号（その3）「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を作成し、契約業者等に交付 ※使用した実績を証明するもの	契約履行後
④ 請求書の提出（契約業者等⇒町） 契約業者等が、様式第5号（その1）「請求書（選挙運動用自動車の使用）」に、様式第4号（その3）「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を添付し、町に提出	選挙終了後
⑤ 町が契約業者等に支払い	請求書受領後 （4月19日以降）

(5) 選挙運動用ビラの作成の場合

事務手続き	時 期
① 有償契約の締結（候補者⇒業者）	立候補準備時 （告示日前でも可）
② 契約届出書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第1号（その2）「ビラ作成契約届出書」に契約書の写しを添付し、町へ提出	立候補届出時 （選挙期間中に契約締結した場合は、ただちに）
③ ビラ作成証明書の交付（候補者⇒契約業者） 候補者が、様式第4号の2「ビラ作成証明書」を作成し、契約業者に交付 ※作成した実績を証明するもの	契約履行後
④ ビラ作成枚数確認申請書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第2号（その2）「ビラ作成枚数確認申請書」を作成し、町へ提出	契約履行後
⑤ 請求書の提出（契約業者⇒町） 契約業者が、様式第5号（その2）「請求書（ビラの作成）」に、様式第4号の2「ビラ作成証明書」に「ビラの見本」を添付し、町に提出	選挙終了後
⑥ 町が契約業者に支払い	請求書受領後 （4月19日以降）

(6) 選挙運動用ポスターの作成の場合

事務手続き	時 期
① 有償契約の締結（候補者⇒業者）	立候補準備時 （告示日前でも可）
② 契約届出書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第1号（その3）「ポスター作成契約届出書」に契約書の写しを添付し、町へ提出	立候補届出時 （選挙期間中に契約締結した場合は、ただちに）
③ ポスター作成証明書の交付（候補者⇒契約業者） 候補者が、様式第4号の3「ポスター作成証明書」を作成し、契約業者に交付	契約履行後
④ ポスター作成枚数確認申請書の提出（候補者⇒町） 候補者が、様式第2号（その3）「ポスター作成枚数確認申請書」を作成し、町へ提出	契約履行後
⑤ 請求書の提出（契約業者⇒町） 契約業者が、様式第5号（その3）「請求書（ポスターの作成）」に、様式第4号の3「ポスター作成証明書」に「ポスターの見本」を添付し、契約業者が町に提出	選挙終了後
⑥ 町が契約業者に支払い	請求書受領後 （4月19日以降）

(参考) 業者等が公営費の請求をする際に必要な提出書類

区 分	提 出 書 類	
選挙運動 一般乗用旅客自動車事業者との運送契約による場合	請求書 (様式第 5 号その 1) 請求内訳書 (様式第 5 号別紙その 1) 選挙運動用自動車使用証明書 (様式第 4 号その 1)	
選挙運動用自動車の使用 上記以外の契約の場合	自動車の借り上げ料	請求書 (様式第 5 号その 1) 請求内訳書 (様式第 5 号別紙その 2) 選挙運動用自動車使用証明書 (様式第 4 号その 1)
	燃料代	請求書 (様式第 5 号その 1) (車両ナンバー等を記入した給油伝票添付) 請求内訳書 (様式第 5 号別紙その 2) 選挙運動用自動車使用証明書 (様式第 4 号その 2)
	運転手の報酬	請求書 (様式第 5 号その 1) 請求内訳書 (様式第 5 号その 2) 選挙運動用自動車使用証明書 (様式第 4 号その 3)
選挙運動用ビラの作成	請求書 (様式第 5 号その 2) (ビラ見本添付) 請求内訳書 (様式第 5 号その 2 別紙) ビラ作成証明書 (様式第 4 号の 2)	
選挙運動用ポスターの作成	請求書 (様式第 5 号その 3) (ポスター見本添付) 請求内訳書 (様式第 5 号その 3 別紙) ポスター作成証明書 (様式第 4 号の 3)	

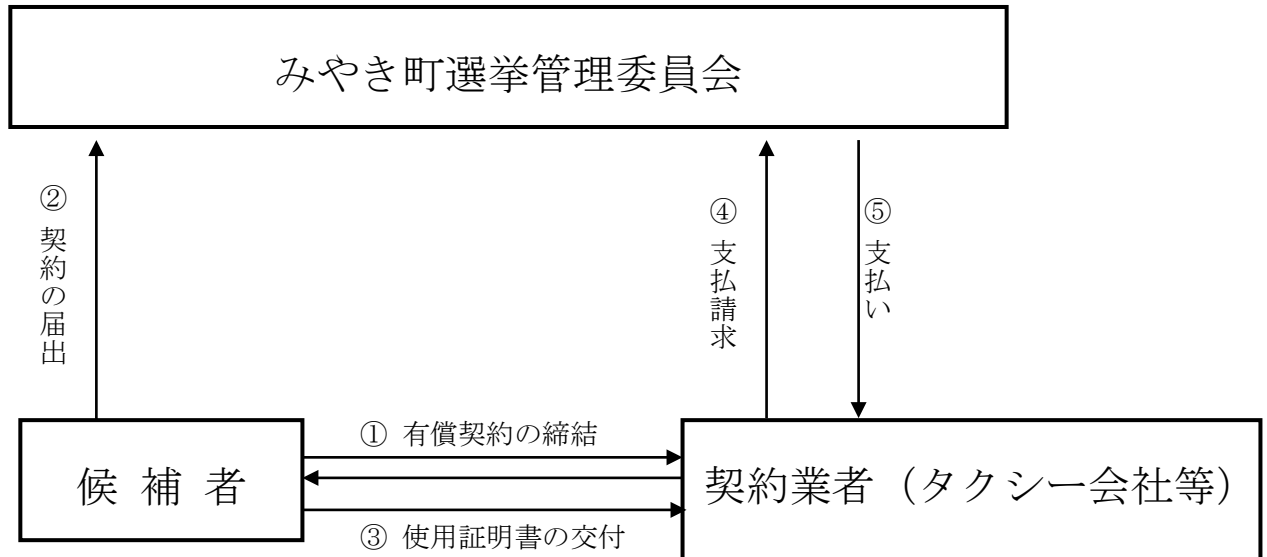
(6) 請求書の提出先

みやき町選挙管理委員会事務局 みやき町大字東尾 737 番地 5
(電話 0942-89-1651)

5 手続きの流れ

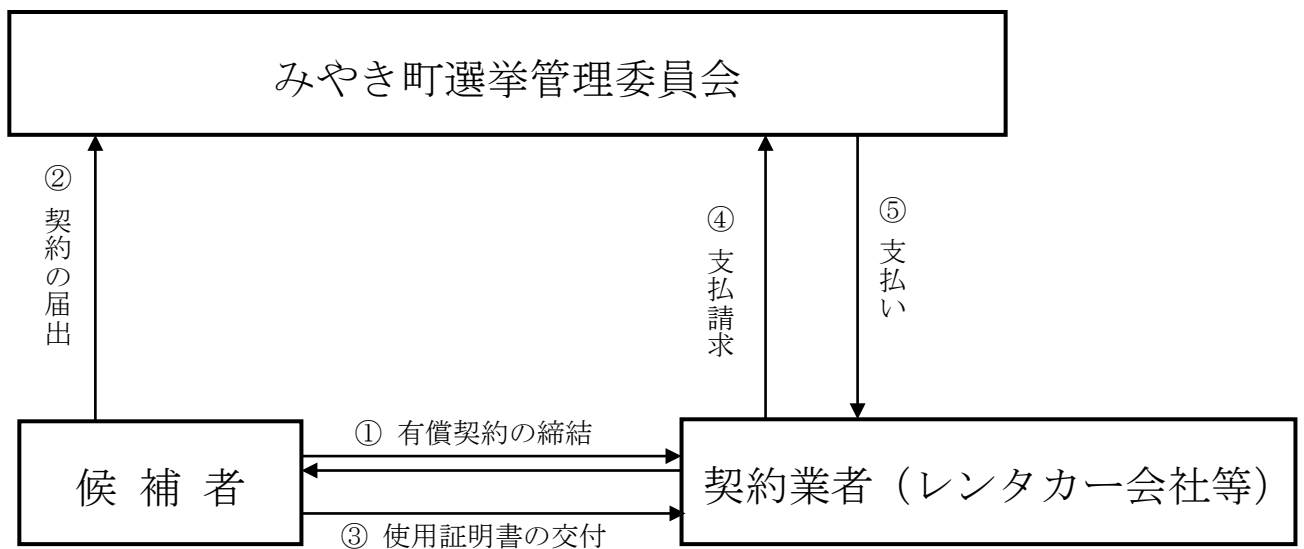
(1) 選挙運動用自動車の使用の公営

(一般乗用旅客自動車事業者との運送契約による場合)

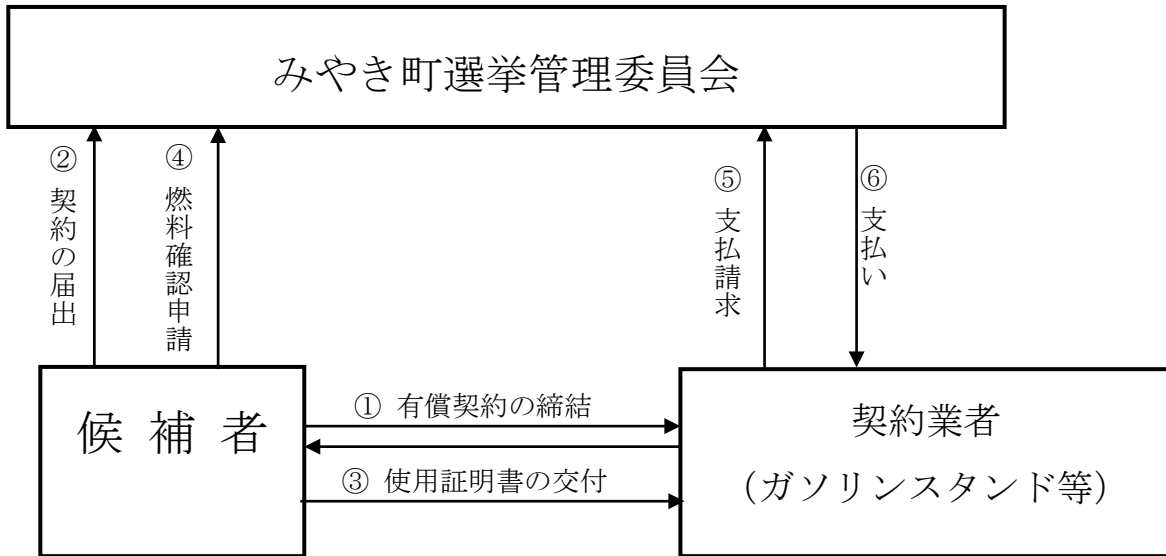


(2) 選挙運動用自動車の使用の公営 ((1)以外の場合)

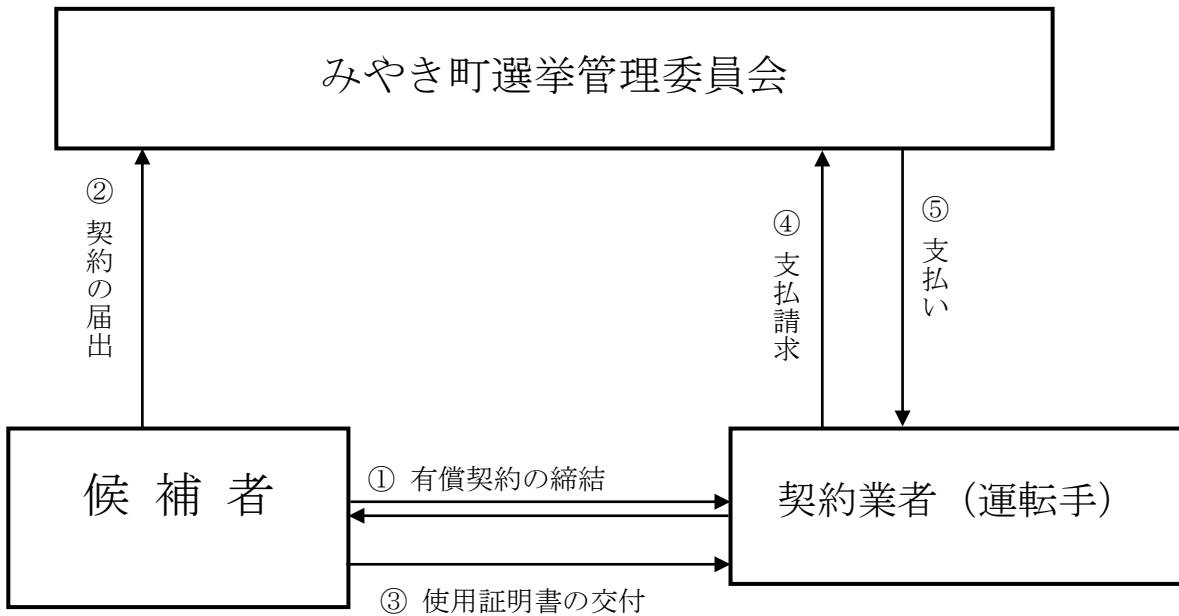
① 自動車の借り上げ料



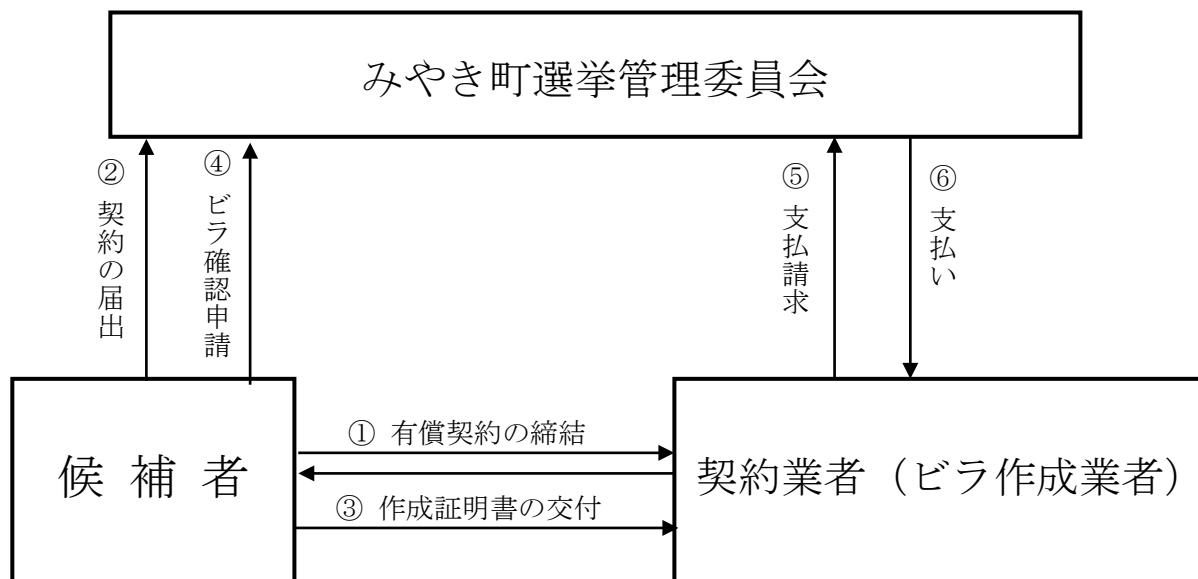
② 燃料代



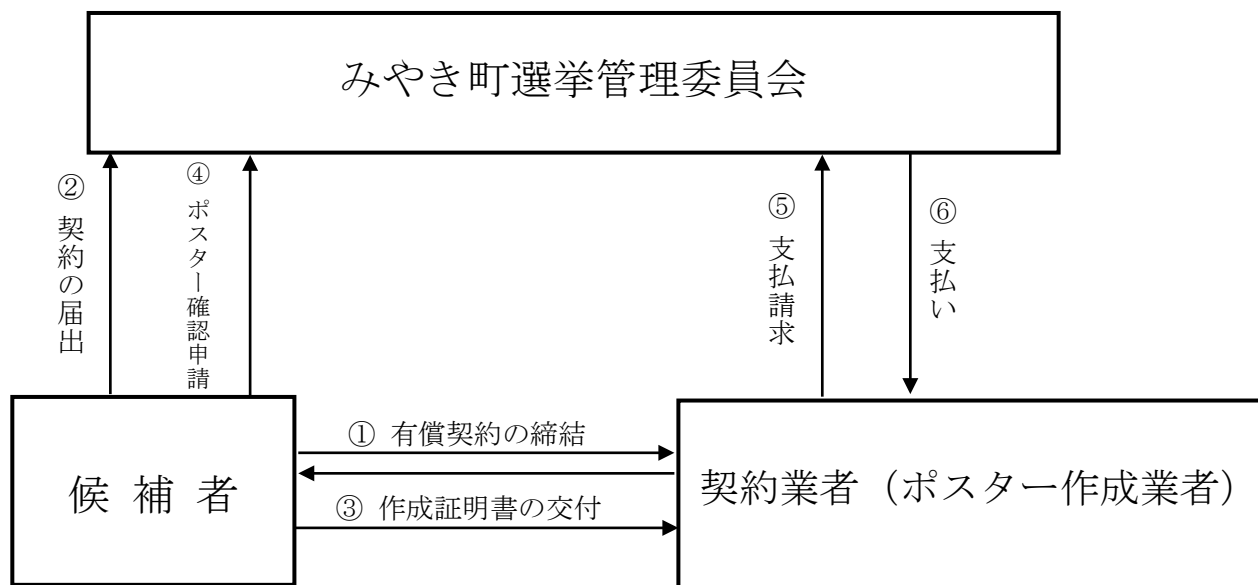
③ 運転手の報酬



(2) 選挙運動用ビラの作成の公営



(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営



選挙公営制度の留意点

1. 契約について（選挙運動用自動車の使用、ビラ、ポスターの作成）

- (1) 契約年月日は告示日以前でも可。
- (2) 公費負担限度額を超えて契約を締結することもできますが、町が支払う金額は、公費負担の限度額の範囲内です。
- (3) ビラ、ポスターの作成に関する契約では、告示日以前に作成を受けても公費負担の対象になります。（ただし、当該契約に基づく必要があります。）
- (4) 契約の相手方について（選挙運動用自動車の使用）
一般運送契約の場合、「一般乗用旅客自動車運送事業者」（タクシー会社等）であることが必要です。
- (5) 契約の相手方について（ビラ、ポスターの作成）
当該作成物の作成を 業として行っている者 であることが必要です。
例えば、ポスター作成契約の場合で、写真撮影業者と写真撮影について、デザイン業者とレイアウトについて、印刷業者と印刷についてそれぞれ契約を締結した場合、印刷業者との契約のみが公費負担の対象となります。
この場合、すべてを公費負担の対象とするためには、候補者との契約は、印刷業者との契約一つにまとめる必要があります。（この契約とは別に、印刷業者が写真撮影業者、デザイン業者と契約する必要があります。）

2. 諸手続について

- (1) 各契約届出書には 契約書の写しを添付 してください。
- (2) 届出時期について
 - ・告示日前に契約を締結している場合は、立候補届出時に提出してください。
 - ・告示日以降に契約を締結した場合は、契約締結後直ちに提出してください。
- (3) 各種契約の証明書について
 - ・各契約の相手方（業者）に対して使用(作成)証明書 を候補者が交付します。
 - ・当該契約に係る業務の履行完了後に行ってください。
→この証明書は、各契約の相手方（業者）が町に対して公費負担を請求する場合に添付する必要があります。

- (4) 確認を受ける必要があるものについて（燃料の代金、ビラ、ポスターの作成枚数）
- ・各契約の 業者ごとに確認申請を行ってください。
 - ・確認申請の時期については、当該契約に係る業務の履行完了後に行ってください。
- (5) 公費負担の請求について
- ・契約の相手方（業者）から町に対して行います。（業者は、当該候補者の供託物が没収されないことを確認後（4月5日以降）に行ってください。）
 - ・請求書には、候補者が発行する証明書をあわせて添付してください。（その他 作成したビラ、ポスターの見本各1枚及び給油伝票（車両ナンバー、燃料供給日、燃料供給量及び燃料供給金額等が記載されたもの）の写し）
 - ・契約金額、請求金額等については、間違いがないか再度候補者及び出納責任者で確認してください。
- (6) 支払いについて
- ・当選無効の異議申出の期限の経過後（4月19日以降）支払いの手続きを開始し、町から業者に対し、直接支払います。

みやき町長選挙公報記載要領

1 みやき町長選挙公報掲載申請

掲載文の申請は令和3年3月30日（火）の午後5時までみやき町選挙管理委員会で受け付けます。この日時経過後において申請があっても受理できません。

また、掲載文を審査の結果、訂正していただくこともありますから、できるだけ早く申請してください。

掲載文の掲載申請は、必ず候補者又はその代理者の方が、次に掲げる提出書類を添えて、候補者届出書に使用した候補者の印を持参の上、申請してください。（代理人持参の場合は、次の提出書類のほか代理人証明書及び代理人の身分証明書の写しが必要です。）

（1）提出書類

- みやき町長選挙候補者選挙公報掲載申請書
- みやき町選挙管理委員会が発行するみやき町長選挙公報掲載文原稿用紙に記載した掲載文 正副2通
- 写真（上半身を撮影）2枚 白黒 手札型（縦10cm×横8cm程度）
裏面に候補者の氏名を記載し押印する。
原稿用紙には写真を貼り付けないこと。

（2）掲載文の記載方法

- 掲載文は、活字、ペン又は毛筆を用いて黒色の色素により記載したものでなければならず、（1）の写真を除き色の濃淡があってはならない。
- 氏名欄には、候補者の立候補の届出書、又は推薦届出書に記載された氏名を縦書きで記載しなければならない。ただし通称の使用について選挙長の認定を受けている場合には、当該通称のみを記載する。

氏名欄には、住所、職業、所属党派名、年齢、生年月日以外は記載することができない。

氏名欄には、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットその他の文字以外のものは使用することができない。

- 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットその他の文字並びに符号、並びに図面、図表、イラストレーションを使用することができる。
- 掲載文には、写真（写真欄に掲載する写真を除く。）を使用してはならない。
- 掲載文に図面、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合、それらの部分に係る面積の合計面積は、選挙公報原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

写真欄及び氏名欄に係る面積は、掲載文を記載することができる面積に算入しない。
- 選挙公報掲載文の訂正について

町選挙管理委員会は、選挙公報発行規定に違反して掲載文の申請があった場合又はペン等で記載した文字が著しく小さい場合その他選挙公報発行規程第9条の規定により印刷した場合において、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあるときは、候補者に対し当該文字の訂正を求めることができる。

（3）選挙公報掲載文について

候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、若しくは、善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位をそこなう記載をしてはならない。

（4）掲載文の修正又は撤回

- 候補者が、すでに提出した掲載文を修正しようとするときは、みやき町長選挙候補者**選挙公報掲載文修正申請書**を、掲載文を撤回しようとするときはみやき町長選挙候補者**選挙公報掲載申請撤回申請書**を、みやき町選挙管理委員会に提出しなければならない。

(5) 選挙公報掲載文（正副2通）、掲載申請書、写真、掲載文の修正、撤回の提出期限等については、下記の日時に限る。

- 提出期限日 令和3年3月30日（火）
- 提出時間 午前8時30分から午後5時まで
- 提出場所 みやき町選挙管理委員会

(6) 選挙公報の製版

- 候補者から提出された掲載文を写真製版により、印刷して作成する。

(7) 選挙公報掲載の順序のくじ

3月30日（火）午後5時30分からみやき町庁舎において行う。

(8) 発行の中止

法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要でなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故、その他特別の事情があるときは、選挙公報発行は中止する。

(9) その他

原稿用紙には、折り目、しみをつけてはならない。

提出された掲載文及び写真は返還しない。

文字等の制限は次のとおりです。

ア 使用できる文字等

通常使用する漢字（できるだけ常用漢字を使用してください）

片仮名、平仮名、数字、アルファベットの文字、符号。

（符号の例）

。	句点	,	コンマ	()	括弧	,	読点
—	ハイフン	˘	ダッシュ	「 」	かぎ括弧	・	なかくてん
.	ピリオド	!	感嘆符	?	疑問符	×	罰点
□	四角	:	コロソ	○	丸		

以上の他、線及び傍点並びに図面、図表、イラストレーションの使用がで
きます。

イ 使用できないもの

（ア）アルファベット以外の外国文字

（イ）2以上の文字等をもって、他の文字、記号等を表示するもの

○正副の別を明記

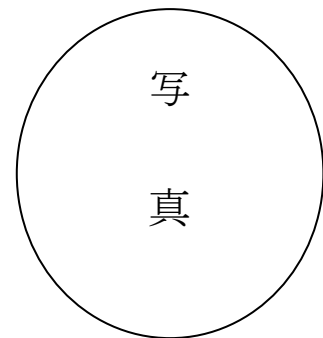
申請書、写真（2枚）

掲載文2通（正副）

み や き 町 長 選 挙
公 報 掲 載 文
原 稿 用 紙

候補者 氏 名	(印)
連 絡 場 所	電話 ()

- 氏名欄に記載した候補者の氏名
(ふりがなを付する場合にはふりがなを含む。)
- 掲載文は通常印刷に用いられる10ポイント
以上
- 黒色の色素
- 立候補の届出書又は、推薦届書に記載し
た氏名
- 選挙長の認定を受けた場合には、通称のみ



氏 名
